

# 定 款

一般財団法人 最先端技術利用推進協会

改訂	令和03年	1月25日	作成
改訂	平成30年	7月17日	作成
改訂	平成29年	1月30日	作成
	平成25年	11月25日	作成

## 第1章 総則

### (名称)

- 第1条 この法人は、一般財団法人 最先端表現技術利用推進協会と称する。  
2 この法人の略称を表技協とする。

### (事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

- 第3条 この法人は、最先端表現技術の調査研究開発やこれを利活用したコンテンツの開発制作を支援し、これらに關与する人材育成をすることによって、産業と文化の融合に寄与することを目的とする。

### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 最先端表現技術に関する調査研究開発の実施
  - (2) 最先端表現技術に関するシンポジウム、研究会、講演会、講習会、展示会等の開催
  - (3) 最先端表現技術に関する出版物の刊行
  - (4) 最先端表現技術に関する検定試験の実施
  - (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本国及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、別紙財産目録の第1とし、基本財産以外の財産は、同目録の第2とする。
- 2 前項の基本財産について、理事はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により提出された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び理事の名簿
- (3) 理事、監事及び理事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員に対して、各月度の総額が2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員及び理事、監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(決議等の省略)

第17条の2 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のなかから、評議員会において選任された2名以上の評議員が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。その他、専務理事と常務理事を各1名置くことができる

3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を統括執行する。
- 3 専務理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。
- 4 常務理事は、代表理事及び専務理事を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で、2回以上自己の職務状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない時

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事に、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
  - 3 前項に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

- 第26条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金50万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集するものとする。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする企業及び団体を賛助会員とする。

- 2 賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、代表理事が理事会の決議を得て、別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 附則

(設立者の名称、住所)

第38条 設立者の名称、住所は、次のとおりである。

住所 東京都港区港南二丁目15番1号  
品川インターシティA棟21階  
名称 株式会社 フォーラムエイト

(設立者が拠出する財産及び価額)

第39条 この法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及び価額は、次のとおりである。

設立者 株式会社 フォーラムエイト  
別紙財産目録記載の現金 計 金1300万円

(最初の事業年度)

第40条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成26年11月30日までとする。

(設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第41条 この法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時評議員

住所 東京都目黒区碑文谷3丁目3番12-101号  
氏名 町田 聡

住所 横浜市鶴見区上末吉四丁目12番8号  
氏名 羽倉 弘之

住所 東京都港区港南二丁目16番7-1703号  
氏名 武井 千雅子

#### 設立時理事

住所 東京都港区港南四丁目6番3-403号  
氏名 伊藤 裕二

住所 東京都八王子市めじろ台2丁目27番地8  
氏名 川村 敏郎

住所 2302 N Central Ave. #202, Phoenix AZ 85004 USA  
氏名 小林 佳弘

#### 設立時代表理事

住所 東京都港区港南四丁目6番3-403号  
氏名 伊藤 裕二

#### 設立時監事

住所 東京都港区港南三丁目6番21-2802号  
氏名 松田 克巳

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本書は、令和元年11月11日付臨時評議員会終結後における当法人の定款に相違ない。

東京都港区港南二丁目15番1号  
品川インターシティA棟21階  
一般財団法人最先端表現技術利用推進協会  
代表理事 伊藤裕二

改訂履歴

改訂番号	変更改訂日	改訂・変更の理由および内容	承認者	確認者	作成者
4.0	令和3年 1月25日	第23条 を変更 監事の任期を4年に変更 第23条 第2項 第3項 第4項			
3.0	平成30年 7月17日	第17条の2を新設 (評議員会の決議等の省略) 第30条 第2項 を変更 (理事会の決議)			
2.0	平成29年 1月30日	第4章 を変更 評議員選任委員会を評議員会 に変更 第10条 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 を削除 第14条 第1項 を変更 評議員及び理事、監事の選任及 び解任 第17条 第3項 を削除 第20条 第3項 を削除			
1.0	平成25年 11月25日	初版作成			

## 別 紙

### 財産目録

#### 第1 基本財産

設立者	株式会社 フォーラムエイト
現金	金300万円

#### 第2 基本財産以外の財産

設立者	株式会社 フォーラムエイト
現金	金1000万円

以上